

<長期継続契約 一般委託>

安城市総合斎苑自家用電気工作物保安管理業務仕様書

安城市総合斎苑自家用電気工作物保安管理業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	契約方法	請負契約（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。）
2	履行期間	契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで ただし、契約日の翌日から令和5年9月30日までは、準備期間とし無償とする。
3	施行場所	別表①「保安管理業務対象施設」のとおり
4	業務内容	自家用電気工作物保安管理業務共通仕様書のとおり
5	特記事項	履行期間中であっても予算の減額又は削除があった場合は、協議の上、この契約を変更又は解除することができるものとする。
6	関係法規	業務の履行にあたっては、安城市契約規則及びその他関係法令を遵守すること。
7	資格要件	電気事業法施行規則第52条第2項の承認を受けた者
8	入札方法	総価（消費税相当額抜き）による郵便入札とする。
9	支払方法	支払いは、毎月の業務終了後、受注者からの請求にて支払うこととする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	安城市市民生活部市民課総合斎苑 担当磯村 電話 0566-72-6626

<指示又は希望事項>

環境配慮関係	本市は、環境への負荷の少ない人と自然とが共生することができる地球にやさしい環境都市の実現を図っています。受注者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。
--------	--